

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、その  
翌日)

## 目 次

◇選挙告示 選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対す  
る裁決の要旨

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

平成三年一月二十四日付けで鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一〇六〇杉本  
益信外七名から提起された平成二年十二月二日執行の羽合町長選挙におけ  
る選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり  
裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規  
定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

### 裁 決 書

- 鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一〇六〇  
審 査 申 立 人 杉 本 益 信
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一三二四一〇  
審 査 申 立 人 萬 原 正 己
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一三三五一一  
審 査 申 立 人 高 木 繁
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一一三〇  
審 査 申 立 人 米 原 彰
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字野一六五五  
審 査 申 立 人 藏 本 一 幸
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字田後三五〇一一  
審 査 申 立 人 磯 江 末 夫
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字田後三六六一四  
審 査 申 立 人 磯 江 公 博
  - 鳥取県東伯郡羽合町大字久留四一一五  
審 査 申 立 人 三 谷 卓 志
  - 鳥取県倉吉市研屋町二四六五  
右審査申立人代理人弁護士 山 口 利 明
- 右審査申立人（以下「申立人」という。）から平成三年一月二十四日付  
けで申立てのあった平成二年十二月二日執行の羽合町長選挙（以下「本件  
選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立て  
について、当委員会は次のとおり裁決する。

## 主 文

この審査申立てのうち、本件選挙における選挙の効力に関する審査申立ては、これを棄却する。

本件選挙に関し、平成三年一月十一日付けで羽合町選挙管理委員会が行った当選の効力に関する異議申出に対する決定は、これを取り消す。

本件選挙における当選人湯村良章の当選を無効とする。

## 審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、羽合町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に異議申出をしたが、町委員会が平成三年一月十一日この申出を棄却する決定をしたので、この決定を不服として、これを取り消すとともに本件選挙及び当選人湯村良章の当選を無効とするとの裁決を求めるといふものである。

その審査申立理由を要約すると、次のとおりである。

## 1 選挙無効について

本件選挙の開票、点検の手續につき重大な瑕疵があつて、選挙の自由公正が著しく阻害され、そのため選挙の結果に異動を及ぼす虞があることは明らかであるので本件選挙は無効である。

(1) 本件選挙の開票事務及び選挙会事務は羽合町中央公民館講堂でなされてきたところであるが、開票管理者兼選挙長増井正好は、投票の開票及び点検作業を主宰すべき責務を負っていたにもかかわらず、開票立会人兼選挙立会人中川行雄、蔵本一幸及び音田利正には何の説明もなく、候補者でもある現職の湯村町長の直属の部下である羽合町総務課長宮本哲郎及び羽合町職員盛山和子と共に羽合町中央公民館講堂の

ステージ脇の密室に午後八時五十分ごろから午後八時三十分までの二十五分間姿を消し、その間開票事務を放棄・中断した。

このような行為は、開票事務の自由公正を著しく阻害した違法なものである。

(2) 開票管理者兼選挙長増井正好は、投票者総数より投票総数が二票多く計算されていたことからその原因を究明するため補助者に投票用紙の再点検を命じたが、二十枚在中であるはずの束の中から十八枚しかない束を一つ発見した段階で、その原因が判明したとして、再点検作業を中途で打ち切った。二十枚一組の束の中に十八枚しかない束が一つ発見されたという事実からして他の二十枚一組の束の中に二十一枚以上含まれている束又は十九枚以下の枚数しかない束が一つ以上存在している可能性も認められることができるにもかかわらず、かかる可能性を全く考慮せず、残りの全ての投票用紙を再点検しなかったことは、不十分、不適切、違法な措置である。

湯村候補と吉田候補の有効得票数の差は僅か二票であり、全投票用紙を再点検していれば場合によっては吉田候補の得票数が湯村候補の得票数を上まわるといった可能性もあつたものであり、「選挙の規定に違反することがあつて選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当することは明らかである。

(3) 前記二十五分間の密議の存在、その間の投票用紙の放置及び再点検後わずか十分後に十八枚しかない束を発見したとして再点検作業を直ちに打ち切り湯村候補の当選を確定したという各事実を総合的に観察すれば何者かが投票用紙を抜き取り、又は差し替えたのではないかと疑問を抱かせるに十分である。とうてい自由、公正な開票、点検が

保障、担保されているとは思料されない。

また、二十枚一組の束を作出する際二名の者が別々にそれぞれ一組ずつ点検している筈であり、二十枚ある筈のものが十八枚しかなかったという事実は、投票用紙が放置されていた二十五分間に何者かが二枚を抜き取った結果と考えるのが自然である。

## 2 当選人決定の無効について

(1) 無効投票とされた票の中に「よしぐ」、「吉林」及び「吉田茂」と記載された票が各一票存している。

これらの票は、吉田候補に投票する意思を表現したものと認めるべきである。

(2) 無効投票とされている票のなかに投票用紙の裏面に「吉田正義」と記載したものが一票含まれている疑いがある。

この票が無効投票として扱われておればこの一票は吉田候補の有効投票として計算されなければならない。

(3) 以上のとおり吉田候補の有効投票に四票追加すれば吉田候補が当選人となることは明らかであって湯村候補を当選人とする決定は無効とされなければならない。

### 町委員会の弁明の要旨

本件審査申立てに対する町委員会の弁明を要約すると次のとおりである。

#### 1 選挙無効について

(1) 投票者総数と投票総数があわなかったため、投票再点検を行った。その結果一致しなかった二票について二十票の束のなかから十八票の束が発見され投票者総数と投票総数が一致し再点検の目的が達成され

たので中止した。投票者総数と投票総数が一致していることから未点検の束のなかには間違いないものと思料される。

(2) 票の差替え及び抜き取りについては、再点検を行った事務従事者は、参観人などに三方から監視されており、しかも再点検中のわずかの間に差し替えることはとうてい考えられず、また、投票者総数と投票総数の一致、残枚数の確認等からして抜き取りは行われていないと考えられる。

(3) 二十五分間の投票用紙の放置については、選挙長が他の羽合町選挙管理委員と協議したもので七分間程度である。

また、その時点の投票用紙は、結束係で全部管理されており、放置されてはいない。

また、百名にも及ぶ参観人及び選挙立会人等の監視の中、結束係の者以外は投票用紙に近寄っていない状況の中で、抜き取りが行われているとはとうてい考えられない。

#### 2 当選無効について

(1) 選挙長及び三名の選挙立会人の意見一致により疑問票の点検を行っており、それぞれの理由による判断であるので、これらは正しく判断されていると思料される。

(2) また、裏面に名前がはっきり書かれているものであれば有効票として処理されていると思料される。

### 裁決の理由

当委員会は、この審査申立ての要件を審査した結果適法なものと認められたのでこれを受理し、町委員会等から審査申立てに対する弁明書、本件

選挙の選挙録等の関係書類及び町委員会に対する異議申出に係る関係書類を徴した。

次に、平成三年三月二日に開票場所である羽合町中央公民館において現地の検証を行うとともに、開票時における状況を把握するため、同月八日に審査申立人蔵本一幸を審尋し、同日選挙長増井正好、選挙立会人中川行雄、同音田利正、羽合町選挙管理委員中村誠、同福井雪秋及び同米原幸正から、同月十四日に事務局長宮本哲郎、書記伊藤和彦、同盛山和子、同蔵本知純及び同重松雅文から並びに同月二十二日に書記杉原寛、同山下章、同福山保、同米原誠及び同小林重幸からそれぞれ証言を聴取した。

また、申立人から証拠物として投票用紙再点検作業の状況等が収録されているビデオテープ一卷及び録音テープ一卷の提出があったのでこれを受理した。

本件審査申立ては、選挙の効力については投票枚数が問題となっており、当選の効力については無効投票とされた三票及び無効投票として扱われているおそれのある一票の判断が争点となっているが、当委員会は、投票者総数と投票総数に間違いがないかどうか、更には、両候補者の得票差が僅差であることから本件選挙に係る全投票を検証することとし、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十一条の規定により町委員会が保存している投票及び本件選挙において印刷した投票用紙で前記以外のものうち町委員会が保存している投票用紙の提出を求めて平成三年四月十三日にこれらを開披のうえ再点検を行った。

以下、この結果を踏まえて申立人の主張について順次判断するが、本件審査申立ては、本件選挙の無効及び当選人の当選無効を主張するものであり、当選の効力に関する争訟は、選挙の有効を前提とするものであるから、

まず選挙の効力に関する申立てについて判断することとし、次に、当選の効力について判断することとする。

#### 1 選挙の効力について

選挙の効力に関しては、およそ選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、法第二百五条第一項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、選挙の管理執行機関が選挙の管理執行の手續きに関する規定に違反したとき又は直接の明文の規定には抵触しないが、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたときを指すものと解されている(最高裁昭和二十三年六月二十六日判決、最高裁昭和二十七年十二月四日判決)。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の管理執行の手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なった結果を生じたかも知れないと考えられる場合を言い、結果に異動を及ぼすことが確実である場合に限られず、結果に異動を及ぼす可能性があればよいと解されている(最高裁昭和二十九年九月二十四日判決)。

以上の観点から、当委員会は、慎重かつ厳正に審査し、選挙の効力について次のとおり判断する。

#### (一) 審査申立理由1の(1)について

申立人は、開票管理者兼選挙長増井正好が羽合町中央公民館講堂のステージ脇の室に二十五分間姿を消し、その間開票事務を放棄、中断したと主張している。

一方、町委員会は、選挙長は他の羽合町選挙管理委員と協議するためにステージの脇に入ったが、七分程度であり、かつ、その間投票用紙は、結束係で全部管理されており放置されてはいなかったと主張している。

このことについて当委員会が行った選挙長増井正好など関係者の証人取問の結果によれば、選挙長増井正好が羽合町中央公民館講堂のステージの脇で協議を行ったのは、事務局長宮本哲郎及び書記盛山和子だけでなく、羽合町選挙管理委員中村誠、同福井雪秋及び同米原幸正の同席を求めたうえで投票者総数と投票総数が二票あわない原因を究明するためであって、不正を行うための密議を行ったものではないと認められる。

また、現地検証の結果、その協議を行った場所は開票所である羽合町中央公民館講堂のステージの脇であり、開票を行っている場所と一体的な会場内であることが認められる。

さらに、協議を行っていた正確な時間については、特定することはできなかったが、関係者の証言等から概ね十分ないし十五分程度であったものと思われる。また、その協議が行われている間も開票を行う場所そのものは混乱しておらず、選挙長増井正好の管理下に置かれていたと認められ、かつ、投票用紙は、選挙長増井正好の事務補助者である書記伊藤和彦が管理していたと認められる。

確かに、羽合町中央公民館講堂のステージには幕が張ってあったため選挙立会人などの席からは、選挙長増井正好の姿を確認することはできなかったかも知れないが、開票を行っている場所で何かあった場合には選挙長増井正好は直ちに対応できる状態にあり、開票の現場を

放棄していたとはいえない。

(二) 審査申立理由1の(2)について

申立人は、全投票用紙を再点検せず、途中で打ち切ったことは、再点検作業としては、不十分、不適切、違法な措置であり、かつ、全投票用紙を再点検していれば、吉田候補の得票数が湯村候補の得票数を上まわる可能性もあり、これは、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に該当することは明らかであると主張している。

一方、町委員会は、投票者総数と投票総数が二票あわなかったため再点検を行ったが、その結果二票あわない原因が発見され、投票者総数と投票総数が一致し、再点検の目的が達成されたのでその段階で再点検を中止したものであると主張している。

これについては、申立人の主張するとおり、投票の再点検により二十票あるべき束として結束した束のなから十八票の束が発見された事実からして、可能性は少ないとしても、再点検していない残りの束の中に二十票以外の束が含まれている可能性もあることから、全ての投票を再点検することがより適切であったと考えられる。

しかし、この再点検が不十分であったとしても、改めて法第七十一条の規定により町委員会が保管している全投票の再点検をやりなおせば明らかになることであり、このことをもって直ちに選挙が無効であるとはいえない。

(三) 審査申立理由1の(3)について

申立人は、選挙長増井正好らによる密議の存在など開票所における各事実を総合的に観察すれば何者かが投票用紙を二枚抜き取り、又は差し替えたと考えるのが自然であると主張している。

一方、町委員会は、事務従事者は参観人及び選挙立会人等三方から監視されていること、選挙長と他の羽合町選挙管理委員との協議中は結束係以外の者は投票用紙に近寄っていないこと、投票者総数と投票総数の一致、残枚数の確認等からして票の抜き取り又は差替えは行われていないと主張している。

これについては、当委員会が行った申立人の審尋、関係者の証人取問によっても、票の抜き取り、差替えなど不正が行われたとの積極的な証言などは得られなかった。

しかし、念のため、当委員会が町委員会が保存している投票の再点検を行った結果、投票者総数と投票総数は完全に一致した。従って、二票抜き取られたという事実は認められなかった。

さらに、本件選挙において印刷された投票用紙で、受理されなかった不在者投票及び未使用の投票用紙の枚数も確認したが、投票済みの枚数も含めて集計したところ総印刷枚数と一致しており、不正を認める余地はなかった。

四 以上のことから、本件選挙を無効とすべき理由はなく、申立人の主張は認められない。

## 2 当選の効力について

投票の効力を判定するに当たっては、当該票に記載された文字を個別のかつ総合的に判断しなければならないことはもちろん、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は、候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票記載が候補者氏名と一致しない投票であってもその記載が候補者氏名の誤記と認められるかぎり

は当該候補者に対する有効投票と認めるべきである（最高裁昭和三十一年二月三日判決）」とされている。

また、法第六十八条第一項第五号が投票の他事記載を無効とする理由については、「選挙人において投票の記載をなすに当り、意識的に何等かの含みをもって目印としたものと認められるような投票を無効とすることにるので、若しかかる意識的な記入と認められるようなものが存する場合、これを他事を記載したものととして無効とすべきは勿論であるが、これに反し無意識的になされたものと認めるべき書損、汚染は句読点の如く、該記載が故意の符号その他の記入と認められない限り、みだりにこれを無効とすべきではない（福岡高裁昭和二十九年十二月十六日判決）」とされている。

以上の観点から、当委員会は、一票一票慎重かつ厳正に審査した結果、当選の効力について次のとおり判断する。

### (一) 審査申立理由2の(1)について

投票の再点検の結果、申立てに係る票として、無効投票とされた票の中に確かに「*ヨシグ*」及び「*ヨシダ*」と記載された票が各一票ずつ存在している。しかし、「*ヨシダ*」と記載されている票は存在するが、申立人の主張する「吉林」と記載された票は存在しなかった。

「*ヨシグ*」と記載された票については、文字の稚拙さ、筆跡、形状から判断して平素文字を書き馴れない者が書いた投票であると思われるが、単なる記号若しくは雑事というより候補者の氏名を表記しようとの意図が十分うかがうことのできるものである。このような観点から総合的に判断して、「*ヨ*」は「よ」、「*グ*」は「し」、「*グ*」はカタカナの「グ」と読むことができ、結局「よしグ」と解するのが相当であり、吉田正義に投票する意思をもって「よしダ」と記載しよう

したが、「ダ」を「グ」と書き間違えたものであり、吉田正義の有効投票と判断される。

「吉田」<sup>マ</sup>と記載された票については、氏の部分は吉田正義の「吉田」と完全に一致しているが、名の部分が稚拙な字とは言い難いにもかかわらず、一文字で記載されており、かつ、「茂」又は「蔵」に類似している文字である。

本件選挙において、「吉田」という候補者は吉田正義一人であるが、「マ」と「正義」については、「マ」と「正」は明らかに異なる文字であると認められるところであり、「マ」と「義」は、前者には明確な草冠の記載がなされていること、「義」の「三」の部分欠落していることなど「義」との類似性に疑問を抱かせる特徴も見受けられることから、吉田正義の有効投票と判断することは困難である。

さらに、この投票は文字が稚拙ではないこと及び記載されている文字の間隔からみて漢字三文字の氏名を記載したものであり、かつ、「マ」を「義」と記載しているとは解し難いので、候補者でない者の氏名を意思をもって記載したものと判断され、例えば、「マ」を「茂」の誤字若しくは俗字と解した場合には、吉田茂という候補者でない者の氏名を記載したものと判断され、その場合、過去の著名人故吉田茂元総理大臣の名前であるとも考えられる。

従って、以上の観点から総合的に判断して、吉田正義の有効投票と認める根拠に乏しく、何人かの氏名が記載されていることは認められるが、それが候補者であるとは確認できない投票であるので、この投票は無効と判断せざるを得ない。

(二) 審査申立理由2の(2)について

無効投票とされた票の中には、投票用紙の裏面に「吉田正義」と記載したものは存在しなかった。

なお、有効投票とされた票の中に、投票用紙の裏面にそれぞれの候補者に投票する意思をもって記載したものが存在していたが、これらは全てそれぞれの候補者の有効投票とされていた。

(三) 審査申立てに係る投票以外の投票について

無効投票とされていた票の中に「吉林」ではなく「キ村」と記載されている票が一票存在していた。

「キ村」と記載されている票は「吉村」と読むことができるが、「キ」は吉田正義の「吉」、「村」は湯村良章の「村」と一致し、いずれの候補者に投票する意思をもって記載したのかを確認することができないため、無効と判断される。

また、湯村良章の有効投票とされていた票の中に、明らかに候補者でないものの氏名が併記されている投票が一票存在していた。

これは、有意的他事記載と認められることから、この票は無効と判断すべきものである。

以上のほか、本件選挙の全投票について、表裏とも綿密かつ慎重に一票ずつ再点検したが、全ての投票中に湯村良章及び吉田正義の得票数に影響を及ぼす投票は、存在しなかった。

(四) また、羽合町長選挙選挙長が投票の点検をするために付していた有効投票決定箋、無効投票決定箋及び疑問票効力決定箋によりそれぞれ

結束されていた投票の枚数は、全て決定箋の数値と整合しており、これを集計したところ、選挙会決定の湯村良章の得票数二千四百十五票、吉田正義の得票数二千四百十三票及び無効投票数六十七票とも総計は

完全に整合した。

(四) 以上のことから、湯村良章の得票数は、選挙会決定の得票数二千四百十五票から無効投票である一票を減じて二千四百十四票、吉田正義の得票数は、選挙会決定の得票数二千四百十三票に無効投票から有効投票とした一票を加えて二千四百十四票となり、両候補者の得票数は同数となる。

従って、本件選挙の選挙会において二票差をもって当選人とされた湯村良章の当選は無効と判断される。

以上の審査の結果、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成三年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会

委員長	長	尾	義	男
委員	野	口	欣	悦
委員	倉	繁	博	信
委員	伊	藤	貞	博